

給基準異動があり、同日から異動日の前日まで当該初任給基準異動後に適用されている初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(初任給基準異動が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日に初任給基準移動が順次あり、同日から異動日の前日まで初任給基準異動後に適用されている初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格又は降号をした職員(第3号に掲げる職員を除く。)異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日以後に任命権者の承認を得てその号給を決定された職員又は任命権者が定めるこれに準ずる職員 任命権者が定める額

(4) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であって、同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号又は第2号に規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第4号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、任命権者が定める日以後、任命権者が定める額を、給与条例附則第6項の規定による給料として支給する。

(人事交流等職員に対する給与条例附則第31項の規定による給料の支給)

第7条 初任給規則第7条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異

動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第26項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第26項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、任命権者が定める日以後、任命権者が定める額を、給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第7条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(3) 人事交流等職員となった日以後に任命権者の承認を得てその号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員(この規則により難い場合の措置)

第8条 給与条例附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ任命権者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第9号

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市事務分掌規則（昭和58年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「担当室長」を「担当室長、副室長」に改める。

第5条第2項中「及び」を「、副室長及び」に改め、同条第5項中「、主幹」を「、副室長、主幹」に改める。

別表第1中「」を「」に、

政策推進係 未来プロジェクト 推進係	未来戦略推進係
--------------------------	---------

「」を

市民税課	庶務諸税係	個人住民税係
資産税課	庶務・償却資産係	土地係 家屋係
納税課	収納係	納税管理係

「」に、

税務課	総務収納係	納税管理係	諸税証明係
	個人住民税係	土地係	家屋係

「」を

福祉こども部	地域福祉課	地域援護係
--------	-------	-------

「」に改

福祉こども部	乳幼児教育・保育支 援センター準備室	
	地域福祉課	地域援護係

め、「鉄軌道係」を削る。

別表第2政策企画部の部中

「」を「」に改め、同部政

政策推進係	未来戦略推進係
-------	---------

策戦略課政策推進係の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 民間活力の活用に係る企画及び調整に関する事

別表第2政策企画部の部政策戦略課未来プロジェクト推進係の項を削り、同部デジタル政策課企画調整係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を1号ずつ繰り上げ、第6号及び第7号を削り、同部デジタル政策課システム運用係の項に次の3号を加える。

- (4) 自治体システム等の標準化に関する事
- (5) 情報システムのセキュリティ対策に関する事
- (6) 電算処理に係るデータの保護及び管理に関する事

別表第2総務・市民協働部の部市民協働推進課市民協働係の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 中宇治地域における公共施設整備に関する事

別表第2総務・市民協働部の部市民税課の項から納税課の項までを次のように改める。

税務課	総務収納係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 課の庶務に関する事</li> <li>(2) 市税の調定の統轄に関する事</li> <li>(3) 市税その他収入金の収入計画の統轄に関する事</li> <li>(4) 税務統計に関する事</li> <li>(5) 税制に関する事</li> <li>(6) 税の電算システムの運用に係る連絡に関する事</li> <li>(7) 市税その他収入金の収納による消込事務に関する事</li> <li>(8) 督促状の発送に関する事</li> <li>(9) 市税過誤納金の還付に関する事</li> <li>(10) 口座振替払納入事務に関する事</li> <li>(11) 市税その他収入金の収納に関する事</li> <li>(12) 収納事務に係る台帳等の整理保管に関する事</li> <li>(13) 府民税徴収取扱費に関する事</li> <li>(14) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事</li> <li>(15) 国有資産等所在市町村交付金に関する事</li> <li>(16) 固定資産税の審査請求に関する事</li> </ul>
	納税管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市税その他収入金の徴収に関する事</li> <li>(2) 市税の滞納整理に関する事</li> <li>(3) 納税相談に関する事</li> <li>(4) 市税債権の管理に関する事</li> <li>(5) 市税の延滞金の減免に関する事</li> <li>(6) 執行停止事務に関する事</li> <li>(7) 不納欠損処分に関する事</li> <li>(8) 公示送達に関する事</li> <li>(9) 収納見込みの把握に関する事</li> <li>(10) 納税思想の啓発に関する事</li> <li>(11) 京都地方税機構との連絡及び調整に関する事</li> <li>(12) 徴収事務に係る台帳等の整理保管に関する事</li> </ul>
	諸税証明係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 証明に関する事</li> <li>(2) 照会文書に関する事</li> <li>(3) 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、釦産税及び償却資産に係る固定資産税の賦課及び調定に関する事</li> <li>(4) 係の所管税目に係る課税台帳等の整理保管に関する事</li> <li>(5) 軽自動車税及び固定資産税の納税通知に関する事</li> <li>(6) 係の所管税目に係る減免及び審査請求に関する事</li> <li>(7) 軽自動車税及び固定資産税の公示送達に関する事</li> <li>(8) ゴルフ場利用税交付金に関する事</li> <li>(9) 固定資産税に係る減免に関する事</li> <li>(10) 固定資産税の閲覧に関する事</li> <li>(11) 法務局からの通知等の処理に関する事</li> </ul>
	個人住民税係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人の市・府民税の賦課及び調定に関する事</li> </ul>

(揭示済)

- (2) 個人の市・府民税の課税台帳等の整理保管に関する事。
- (3) 個人の市・府民税の納税通知に関する事。
- (4) 個人の市・府民税の減免及び審査請求に関する事。
- (5) 個人の市・府民税の公示送達に関する事。
- (6) 個人の市・府民税に係る国庫金振込みに関する事。

土地係

- (1) 土地に関する固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定に関する事。
- (2) 土地に関する固定資産の評価に関する事。
- (3) 土地に関する課税台帳等の整理保管に関する事。
- (4) 特別土地保有税に関する事。
- (5) 納税通知に関する事。
- (6) 法務局からの通知等の処理に関する事。

家屋係

- (1) 家屋に関する固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定に関する事。
- (2) 家屋に関する固定資産の評価に関する事。
- (3) 家屋に関する課税台帳等の整理保管に関する事。
- (4) 納税通知に関する事。
- (5) 法務局からの通知等の処理に関する事。

別表第2産業観光部の部文化スポーツ課文化係の項中第3号削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2福祉子ども部の部地域福祉課の項の前に次の1項を加える。

乳幼児教育・保育支援センター準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 乳幼児教育・保育推進事業に関する事。</li> <li>(2) (仮称)宇治市乳幼児教育・保育支援センターの準備に関する事。</li> </ul>
-------------------	--

別表第2福祉子ども部の部保健推進課健康企画係の項第1号中「妊婦」を「妊産婦」に改める。

別表第2都市整備部の部歴史まちづくり推進課景観係の項に次の1号を加える。

- (4) 宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(令和5年宇治市条例第3号)に関する事。

別表第2都市整備部の部開発指導課開発指導係の項第4号中「協力寄附金の取扱要綱による」を削る。

別表第2都市整備部の部交通政策課交通対策係の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に係る連絡調整等に関する事。

別表第2都市整備部の部交通政策課鉄軌道係の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第10号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(宇治市防災規則の一部改正)

第1条 宇治市防災規則(昭和38年宇治市規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1総務班の項中「市民税課」を「税務課」に改める。

資産税課  
納税課

(宇治市財務規則の一部改正)

第2条 宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第8中「市民課長」を「市民課長」に、

市民税課長  
資産税課長

「納税課長」を「税務課長」に、「納税課所属」を「税務課所属」に、「地域福祉課長」を「乳幼児教育・保育支援センター準備室長及び主幹地域福祉課長」に改める。

(委員会等の職員に対する事務補助執行規則の一部改正)

第3条 委員会等の職員に対する事務補助執行規則(昭和58年宇治市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中「、宇治市大久保青少年センター条例(昭和62年宇治市条例第33号)第5条」を削る。

(宇治市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 宇治市職員の管理職手当に関する規則(昭和59年宇治市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号を次のように改める。

(6) 副課長及び副室長

第3条第1項第8号中「、河原青少年センター館長及び大久保青少年センター館長」を「及び河原青少年センター館長」に改める。

(宇治市市税条例施行規則の一部改正)

第5条 宇治市市税条例施行規則(昭和60年宇治市規則第35号)の一部を次のように改正する。

別記様式第44号の2中「総務・市民協働部納税課」を「総務・市民協働部税務課」に改める。

別記様式第46号中「市民税課」を「税務課」に改める。

別記様式第51号の(表)中「納税課」を「税務課」に改め、同様式の(裏)中「、市民税課」を「、税務課」に改める。

別記様式第52号の(裏)及び別記様式第54号の(裏)中「、市民税課」を「、税務課」に改める。

別記様式第88号の(裏)中「納税課」を「税務課」に、「、市民税課」を「、税務課」に改める。

別記様式第89号中「市民税課 電話番号」を「税務課 電話番号」に、「、市民税課」を「、税務課」に改める。

(宇治市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第6条 宇治市職員安全衛生管理規則(昭和62年宇治市規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「、宇治市善法・河原青少年センター条例」を「並びに宇治市善法・河原青少年センター条例」に改め、「並びに宇治市大久保青少年センター条例（昭和62年宇治市条例第33号）第2条に規定する大久保青少年センター」を削る。

（宇治市職員服装規則の一部改正）

第7条 宇治市職員服装規則（昭和63年宇治市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、青少年センター館長」を「、善法青少年センター館長、河原青少年センター館長」に改める。

別表第2第10項中「、納税課」を「、税務課」に改める。

（宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則の一部改正）

第8条 宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則（平成6年宇治市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

「市民税課、市民税課・納税課及び資産税課」を「市民税課、市民税課・納税課、資産税課、税務課」に改める。

（宇治市公印規則の一部改正）

第9条 宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

Table with 2 columns: 'を「」' and 'を「」。 Rows include '税務証明専用' and '納税証明専用' with associated roles and counts.

に、「市民税課長、納税課長」を「税務課長、税務課長」に改める。

Table showing role changes: '市民税課長' and '納税課長' are replaced by '税務課長'.

（宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第10条 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成19年宇治市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6級の項中「保育所長」を「副室長、保育所長」に改め、「、大久保青少年センター館長」を削る。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第11号

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する規則の一部を改正する規則

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する規則（平成20年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（寄附金）

第18条 条例第61条に規定する寄附金は、良好な居住環境の整備を図るための公共施設等整備の資金に充てるものとする。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（揭示済）

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則及び宇治市職員の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第12号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則及び宇治市職員の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則

（公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部改正）

第1条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則（平成14年宇治市規則第20号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(3) 一般財団法人宇治市福祉サービス公社

（宇治市職員の給料月額調整額に関する規則の一部改正）

第2条 宇治市職員の給料月額調整額に関する規則（平成24年宇治市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

Table with 2 columns: '職員' and '給料月額の調整額'. Rows include '消防吏員' and '公益的法人等への職員の派遣に関する条例...'. Adjustment amounts are 15,500円 and 100分の3 respectively.

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第28号

令和5年度一般廃棄物処理実施計画について

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年宇治市条例第10号)第10条第1項の規定により、令和5年度の宇治市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

1 一般廃棄物の処理状況

種 類		量	
ご	家庭系ごみ	可燃ごみ	23,595 t/年
		不燃ごみ	6,440 t/年
	小 計		30,035 t/年
	事業系ごみ	可燃ごみ	9,942 t/年
		不燃ごみ	741 t/年
	小 計		10,683 t/年
み	資源ごみ	容器包装廃棄物	4,857 t/年
		その他資源ごみ	6,654 t/年
	小 計		11,511 t/年
	計		52,229 t/年
し	し 尿		3,837 kl/年
	浄化槽汚泥		10,636 kl/年
	尿 計		14,473 kl/年

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種 類	区 分	収集運搬	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	宇治市(直営・委託)許可業者	城南衛生管理組合	焼却	城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス	埋立
	不燃ごみ (スプレー缶を含む。)	宇治市(直営・委託)許可業者	城南衛生管理組合	破碎・焼却	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立
	粗大ごみ	宇治市(直営)排出者許可業者	城南衛生管理組合	破碎・焼却	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者排出者	城南衛生管理組合	焼却	城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス	埋立
	不燃ごみ	許可業者排出者	城南衛生管理組合	破碎・焼却	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立
容器包装廃棄物	缶 類	宇治市(直営・委託)	城南衛生管理組合 社会福祉施設	選別・保管	指定法人 民間業者	資源化
	びん類	宇治市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別・保管	指定法人 民間業者	資源化
	紙パック	宇治市(拠点回収)	社会福祉施設	保管	指定法人 民間業者	資源化
	ペットボトル	宇治市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別・保管	民間業者	資源化
	プラスチック製 容器包装	宇治市(直営)	城南衛生管理組合	選別・保管	指定法人 民間業者	資源化
	段ボール	宇治市(直営・委託) 自治会等	宇治市	保管	民間業者	資源化
			民間業者	選別・保管		
古 紙 (古布類を含む。)	宇治市(直営・委託) 自治会等	宇治市	保管	民間業者	資源化	
		民間業者	選別・保管			